

答 申 情 第 4 6 号

平成 2 7 年 7 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日付け都建審第 2 3 0 6 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

建築計画概要書の不存在による非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 7 4 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年11月6日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、京都市住宅供給公社が建築主である平成9年度の特定建築物の建築計画概要書の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月13日付けで、その旨及び本件処分の理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「請求に係る公文書を取得していないため。（地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第1号の規定により、京都市住宅供給公社は、これを市とみなして建築基準法第18条の規定が準用される。請求に係る確認年月日の時点において、建築基準法第18条の規定に基づく通知の必要図書として、建築計画概要書は規定されていない。）」

(3) 異議申立人は、平成26年11月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取り消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

建築計画概要書は、建築物の建築等を行おうとする建築主が、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築確認を申請するに当たって、提出が必要な図書である。

請求文書に係る建築物の建築主は京都市住宅供給公社であるため、同公社に建築基準法上の手続義務が課せられることになるが、地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第1号の規定により、同公社は、市とみなされ、建築基準法第18条の規定を準用することから、建築確認の申請は不要である。

同公社は、建築基準法第18条第2項に基づき、本市建築主事への計画通知を行っているが、建築主事への計画通知において、その添付書類として建築計画概要書が定められたのは平成19年6月である。特定建築物が建築された平成9年から10年当時は、京都市住宅供給公社に建築概要計画書の提出義務はなかったため、同公社は実施機関に建築計画概要書を提出しておらず、実施機関は当該文書を取得していない。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び審査会での口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 特定建築物の真の建築主は、京都市住宅供給公社との間に建設・譲渡並びに地上権設定に関する契約を締結した特優賃認定事業者である敷地所有者である。両名は一般の民間賃貸住宅事業者であり、当該団地の建設を事業主に代わって同公社が建設を行う便宜上の措置として地上権を設定し、名目上の建築主とするため、「京都市住宅供給公社は、市とみなされ、建築基準法第18条の規定を準用することから、建築確認の申請は不要」との実施機関の説明は誤りであり、本件請求に係る公文書の不存在の理由には、根拠はない。

(2) 異議申立人は、本件請求に先立ち、建築審査課の係長に対し、参考資料として、特定建築物と1年程度しか建築年が異なる他の京都市特定優良賃貸住宅（以下「請求外建築物」という。）の建築計画概要書、特定建築物及び請求外建築物の建築基準法に適合する旨の通知書及び検査済証を提出した。

請求外建築物の建築計画概要書は、異議申立人が、建築審査課の前任の係長より交付を受けたものであり、建築審査課長及び係長に面談をして、その旨を説明の上、建築審査課前係長に対して保存場所の照会を求めた経緯がある。

更に、平成26年12月3日には建築審査課の係長からの電話に対して本件請求に係る公文書が、埋蔵文化財試掘調査の届出書添付図書であろう旨を伝えた。

実施機関による本件への理由説明は、建築審査課前係長への照会及び埋蔵文化財届出書添付図書に関して一切説明をしていない不十分不誠実なものであり、不存在の理由には根拠がない。

(3) 特定建築物と同様の請求外建築物においては、実施機関は建築主である京都市住宅供給公社から建築計画概要書の提出を受けているのに対し、特定建築物においては建築計画概要書の提出を受けていない、との説明には矛盾がある。

(4) 特定建築物は建築基準関係法令に違反しているため、実施機関は本件請求に係る公文

書を公開したくないものと推測する。不都合な情報は開示しないという実施機関の対応は、公文書公開請求制度の趣旨に反する。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、建築主が京都市住宅供給公社である特定建築物の建築計画概要書である。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、特定建築物が建築された平成9年から10年当時は、京都市住宅供給公社に建築概要計画書の提出義務はなかったため、実施機関は建築計画概要書を取得していない旨主張する。

イ 異議申立人は、特定建築物と同様の請求外建築物においては、建築主である京都市住宅供給公社から建築計画概要書の提出を受けているのに対し、特定建築物においては建築計画概要書の提出を受けていない、との実施機関の説明には矛盾がある旨主張する。

ウ 当審査会が、この建築計画概要書の提出の差異について、実施機関に尋ねたところ、次のような説明があった。

当時、建築計画概要書の添付は法令上求められていなかったが、たまたま請求外建築物においては、建築主の京都市住宅供給公社が建築計画概要書を添付していたため、実施機関としてはそれを受け取り、保管していたものである。

エ 特定建築物が建築された当時、建築基準法第18条第2項に基づく建築主事への計画通知の添付書類として建築計画概要書が定められていなかったことは当時の建築基準法施行規則から明らかであり、京都市住宅供給公社に建築計画概要書の提出義務はなかったことには異論はない。

建築基準法施行規則第11条の4の規定により、建築計画概要書は当該建築物が滅失し、又は除却されるまで閲覧に供さなければならないとされており、実施機関が京都市住宅供給公社から提出された建築計画概要書をあえて受理しないとの取扱いをする合理的理由もないことから、たまたま請求外建築物では添付があったため保管していたとの実施機関の説明に、特段不合理な点があると判断することはできない。

オ なお、異議申立人は、真の建築主は民間事業者であり、建築計画概要書の提出は不要であるとの実施機関の説明は誤りである旨主張するが、計画通知における建築主が京都市住宅供給公社である以上、当該主張には理由がない。

カ その他、異議申立人は様々な主張を行っているが、それらはいずれも異議申立人の

単なる推測の域を超えないものであり、当審査会の結論を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年12月19日 諮問

平成27年 1月19日 実施機関からの理由説明書の提出

2月19日 異議申立人からの意見書の提出

5月11日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）

6月15日 異議申立人の口頭意見陳述（平成27年度第3回会議）

7月13日 審議（平成27年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）